

## 別記

### 個人情報の取扱いに関する遵守事項

#### (基本原則)

第1 受注者は、この契約により受託した業務の履行に当たり取り扱う個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)について、個人情報の保護に関する法律及び東金市情報セキュリティポリシー(平成15年4月1日制定)の趣旨を尊重し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、個人情報をみだりに第三者に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正な管理)

第3 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による個人情報の取扱責任者及び業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、管理体制を構築し、発注者に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

#### (収集の制限)

第4 受注者は、個人情報を収集するときは、個人情報の収集の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び第三者提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写等の禁止)

第6 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の外への持出禁止)

第7 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報について、仕様書に定める業務履行場所の外へ持ち出してはならない。

#### (電子計算機等への記録の制限)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を受注者の管理する電子計算機その他の情報機器以外の電子計算機その他の情報機器に記録してはならない。

#### (再委託の禁止)

第9 受注者は、あらかじめ発注者の承諾があるときを除き、この契約により受託した業務のうち、個人情報の取扱いを含む業務を第三者に委託してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、個人情報の取扱いを含む業務の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を発注者に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他発注者が必要と認める事項

3 受注者は、前項の規定により個人情報の取扱いを含む業務を再委託の相手方(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、受注者と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 受注者は、この契約により受託した業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、発注者の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(受注者の遵守事項)

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者の情報システムのサーバ等重要機器を設置、管理又は運用する区域（以下「管理区域」という。）に入室してはならない。入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。

2 管理区域内での受注者の作業は、発注者の承諾があるときを除き2名以上で行わなければならない。ただし、発注者の承諾により1名で作業する場合は、作業詳細を記録し、他の従事者が作業内容を確認できるようにしなければならない。2名以上で作業結果を確認するときはその限りでない。

(書類の返還及び廃棄、搬送)

第11 受注者は、この契約により受託した業務を履行するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に処理の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、電子計算機その他の情報機器に記録された個人情報を廃棄したときは、完全に廃棄した旨の報告書（情報項目、記録、媒体名、数量、廃棄方法、責任者、廃棄年月日を記載した書面）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、個人情報を搬送するときは、あらかじめ発注者の承諾を得るとともに、盗難等の防止のために必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時における報告等)

第12 受注者は、この「個人情報の取扱いに関する遵守事項」に違反することが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の対象者に通知し、又は対象者が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議し、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(事故発生時における公表)

第13 発注者は、個人情報の漏えい等があった場合には、必要に応じ、受注者及び再委託先の名称並びに当該漏えい等の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(調査等)

第14 受注者は、この契約により受託した業務に係る個人情報の取扱いについて、発注者から調査・報告の求め、又は改善の指示があった場合は、正当な理由があるときを除き、これに応じなければならない。

(契約の解除)

第15 発注者は、受注者がこの「個人情報の取扱いに関する遵守事項」に違反していると認められる場合において、正当な理由なく前項の調査等に従わない場合、契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその損害の賠償を請求できないものとする。

(損害賠償)

第16 受注者は、故意又は過失を問わず、この「個人情報の取扱いに関する遵守事項」に違反し、又は怠ったことにより発注者に対する損害を発生させた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(従事者への周知・教育)

第17 受注者は、その従事者に対し、この「個人情報の取扱いに関する遵守事項」において従事者が遵守すべき事項その他個人情報の保護のため必要な事項を周知・教育しなければならない。